



# 市民生活

## 暮らし

### 大館市斎場(火葬場)の利用について

斎場を利用するには、埋火葬許可証が必要です。市役所市民課市民係へお問い合わせください。なお、利用するに当たっては、ローソク・線香・花(無料)など告別・火葬に必要なものは、全て備えています。棺の中には、ガラス・せと物・金物・ふとん綿・ウレタン・ドライアイス・本および爆発のおそれがあるもの(スプレー等)は絶対に入れないください。

斎場の休日は、友引と1月1日・2日です。

#### お問い合わせ

市民部市民課 市民係 ☎43-7042  
大館市斎場(小柄沢墓園管理センター) ☎49-1342

### 墓地が必要なかた

市役所市民課に備え付けの申請書に、必要書類・永代使用料・管理手数料を添えてお申し込みください。なお、申し込みのできるかたは、大館市に本籍または住所を有するかたに限ります。

- (1) 十瀬野公園墓地(普通墓地/1区画:6.48㎡)  
永代使用料…70,000円  
管理手数料…2,330円(年間)
- (2) 小柄沢墓園(規制・普通墓地/1区画:4~9㎡)  
永代使用料…220,000~500,000円  
管理手数料…1,440~3,240円(年間)
- (3) 小森山墓地公園(規制・普通墓地/1区画:5㎡)  
永代使用料…260,000円  
管理手数料…1,800円(年間)
- (4) 田代墓地公園(規制墓地/1区画:5㎡)  
永代使用料…175,000円  
管理手数料…1,800円(年間)

各墓地の空き状況については、お問い合わせください。

### ❖墓地申し込み手続きに必要な書類等

(1)大館市に住所、本籍を有するかた  
墓地使用許可申請書(市役所市民課備え付け)、申込者の住民票世帯分(本籍の表示があるもの)、印鑑

(2)大館市に本籍を有し、大館市外に住所を有するかた  
墓地使用許可申請書(市役所市民課備え付け)、申込者の住民票世帯分(本籍の表示があるもの)、申込者の戸籍謄本、大館市に住所を有する代理人の住民票世帯分(本籍の表示があるもの)、印鑑

(3)大館市に住所を有し、大館市外に本籍を有するかた  
墓地使用許可申請書(市役所市民課備え付け)、申込者の住民票世帯分(本籍の表示があるもの)、申込者の戸籍謄本、印鑑

#### お問い合わせ

市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

### 犬を飼っているかた

生後3カ月以上の犬を飼っているかたは、必ず登録し、毎年1回狂犬病の予防接種を受けさせなければなりません。

- ・犬の登録手数料 1頭につき 3,000円  
(市役所市民課、または市内各ペット病院で手続きできます)
- ・狂犬病予防注射料金 1頭につき 3,500円  
(巡回予防注射、または市内各ペット病院で受けてください)
- ・鑑札、注射済み票は必ず首輪等につけてください。

### ❖愛犬家のマナー

散歩中も、クサリ(リード)をしっかりつかんで、放し飼いにならないようにしましょう。

- ・秋田県の条例で、犬のフンの後始末をしない人は2万円以下の過料に処せられます。
- ・おり(ケージ)は定期的に点検し、逃がさないように注意しましょう。
- ・犬のしつけをしましょう。

### 犬に関する相談(大館保健所 ☎52-3953)

- ・放し飼い等に関する苦情、相談…随時

#### お問い合わせ

市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

広 告



雪沢の環境を大切に守りながら  
安全で安定した運営を心がけています

## 大館クリーンセンター

大館市雪沢字又右エ門沢49番地1

TEL0186-45-3900  
FAX0186-45-3902

## ペットが亡くなったとき「大館市ペット霊園」

犬や猫などが亡くなったときには、大館市ペット霊園で火葬ができます。また、焼骨を共同納骨堂に納めることもできます。

### ご利用にあたって

- 使用料についてはお問い合わせください。
- ペット霊園の休日は以下のとおりです。これらの休日以外は土日でも利用できます。

友引、お盆(8月13日)、年末年始、春分の日、秋分の日(年末年始の期間についてはお問い合わせください)

- 火葬は、1日4回(午前8時45分・午前10時30分・午後1時・午後3時)行っています。事前に予約をしてご利用ください。予約は、小柄沢墓園管理センター(東雲閣) ☎49-1342 へご連絡ください。

※上記の時間は火葬を始める時間です。申請書の記入や料金の支払い等がありますので、火葬時間の30分前までにお越しください。

### お問い合わせ

市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

## 犬・猫の死体処理

市道上で死んだ犬・猫の処理は市役所環境課へご連絡ください。

### お問い合わせ

市民部環境課 環境保全係 ☎43-7048

## 家庭のごみの出し方

家庭からのごみは、ご自分がお住まいの町内会で設置・管理している「ごみステーション」に出してください。皆さんがお使いになるステーションですので、町内および以下のルールをお守りください。

### ①きちんと分別

ごみの減量化、再資源化の基本は正しい分別です。毎戸配布されている「家庭ごみの正しい分別表」できちんと分別し環境負荷を軽減しましょう。

### ②収集日にごみ出し

収集日の朝8時30分までに「ごみステーション」に出してください。収集日は町内で異なります。「ごみの日カレンダー」でご確認ください。

### ③ごみは「指定袋」に入れて

市の指定袋に入っていないごみは、一物品目(紙、スクラップ、破碎ごみの一部、粗大ごみ、有害ごみ)を除いて収集しません。指定袋は「燃やせるごみ専用」と「缶・ビン・ペットボトル・埋立ごみ・破碎ごみ用」の2種類あり、それぞれ大小2つのサイズがあります。指定袋はスーパー・小売店などで購入してください。また、袋の口をしっかりと結んで出してください。

ごみの分別区分と種類	燃やせるごみ	生ごみ、衣類、プラスチック類など	
	破碎ごみ	本革の製品、せん定枝、布団など	
	埋立ごみ	金属類、ガラス類、瀬戸物など	
	資源ごみ	ペットボトル	
		紙(新聞、チラシ、書籍、雑誌、雑がみ類、段ボール、牛乳パック)	
		缶(飲み物、缶詰、おかし缶など)	
		ビン	
	粗大ごみ(有料)	スクラップ(ガスコンロ、炊飯器、トースターなど)	
		こでん(携帯電話、デジタルカメラなど)	
	有害ごみ	品目指定されているもの、指定袋に入らないものなど	
	水銀入り体温計など		

※詳しくは「家庭ごみの正しい分別表」をご覧ください。

※大館市公式暮らしとごみアプリは、右のQRコードからご利用できます。



### お問い合わせ

市民部環境課 環境企画係 ☎43-7049

## 内職相談

**相談時間** 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

**内職紹介** 市民の皆さんへ登録制で内職を紹介しています。登録は6カ月間有効となります。事業所から新規募集があった都度、登録されているかたにご連絡します。

### お問い合わせ

産業部商工課 商工係 ☎43-7071



市民生活

広告

# — 限りある資源を大切に —

家庭ごみ

事業系ゴミ収集(可燃、不燃)

粗大

廃家電

鉄屑

紙類

非鉄

(アルミ、ステン  
銅・買い取り)

# (資) 近江商店

◆営業時間 8:00～17:00

◆定休日 土、日

大館市水門町7-38 TEL:0186-42-7360 FAX:0186-42-7362

## 出稼ぎ相談

出稼ぎ相談所(市役所商工課)では、出稼ぎ労働者と留守家族のかたの相談に応じています。また、出稼ぎ者傷害総合保険制度(出稼ぎ互助会)に加入しているかたが、事故等によって見舞金を受給する際の申請も受け付けています。

### 出稼ぎに行く前に

出稼ぎに行く前に出稼ぎ労働者手帳を発行してもらいましょう。手帳は身分証明のほか、就労の記録や労働条件の確認、雇用保険の手続き、賃金未払いの内容確認のときなどに利用できます。手帳の発行は市役所市民課生活相談係または比内・田代総合支所地域振興係で行っています。

※手続きの際に「本人確認できるもの」が必要になりますので「運転免許証」等をお持ちください。

**お問い合わせ** 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

## 高齢者の短期的な就労相談

定年退職されたかたや、60歳以上のかたで、補助的または短期的な就労を通じて、自分の経験能力を生かしてみたいかた、社会参加を通じて生きがいを求めているかたは、大館市シルバー人材センターにご相談ください。

**お問い合わせ** シルバー人材センター ☎49-4088

## シルバー人材センターの利用

シルバー人材センターは働く意欲のある高齢者のために「生きがい、健康増進、収入、仲間づくり」を目的として組織されたものです。高齢者の豊かな経験と能力を生かしていますので、一般事務、大工作業、草取り、子守り、ポスター張り、筆耕等どんな小さな仕事でもご相談ください。

**お問い合わせ** シルバー人材センター ☎49-4088

## 消費生活センター

消費生活相談員を配置して、各種契約、商品やサービスの購入、悪質商法など消費生活に関する相談について、トラブル解決のための助言や交渉のお手伝いをしています。

また、暮らしの安全・安心を支援するため、製品安全に関する情報を提供します。

### 相談日・受付時間

- ・毎週 月～金 午前9時～午後4時30分
- ・場所 市役所市民相談室(☎43-7045)

## 生活相談

市民相談員を配置して、市民の日常生活における困りごとについて相談に応じています。

### 相談日・受付時間

- ・毎週 月～金 午前9時～午後3時45分
- ・場所 市役所市民相談室(☎43-7045)

## 無料法律相談

「くらしの法律相談」として、弁護士による無料の法律相談を開催しています。相続、借金、離婚、損害賠償などの相談に応じています。

※広報おおだてや市ホームページで日時をお知らせしています。

### お申し込み・お問い合わせ

市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

## 行政相談

行政相談委員は、総務大臣から委嘱され、国の行政全般に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。相談は無料で、秘密は固く守られますので、ぜひご利用ください。

※大館・比内・田代各地域で、毎月1回行政相談所を開設しています。広報おおだてで日時をお知らせしていますので、気軽にご相談ください。

### お問い合わせ

市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

## 行政に関することでお悩みの方

総務省の「**行政相談委員**」にご相談ください

毎月、相談所を開いています

※日時などの詳細は、**市広報紙**でご確認ください

相談無料  
秘密厳守

「行政相談委員」は、総務大臣から委嘱を受けた身近な相談相手です



行政相談マスコット (秋田行政監視行政相談センター) キクワン

総務省行政相談センター

まぐみみ秋田

秋田市山王七丁目1番3号(秋田合同庁舎4階)

<行政相談専用ダイヤル> 行政苦情110番

☎0570-090110